


# いじめ重大事態に関する報告書

令和8年2月16日

川越市立  小学校いじめ調査委員会

目次

1	重大事態調査の位置付け	2
2	調査の目的、調査組織の構成	2
	(1) 調査の目的	
	(2) 調査期間	
	(3) 調査委員の構成	
3	当該事案の概要	3
	(1) 基礎情報	
	(2) 当該事案の概要	
4	調査の内容	3
	(1) 調査方法	
	(2) 調査内容	
5	当該事案の事実経過	5
	(1) 対象児童の訴え	
	(2) 児童等からの聴取内容	
	(3) 当該事案の事実経過	
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	9
7	学校及び学校の設置者の対応	10
8	当該事案への対処及び再発防止策について	10

1 重大事態調査の位置付け																																					
・重大事態の別	2号																																				
・重大事態の認定日	令和7年3月28日(金)																																				
・地方公共団体の長への報告日	令和7年4月7日(月)																																				
2 調査の目的、調査組織の構成																																					
(1) 調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。</li> <li>・事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。</li> </ul>																																				
(2) 調査期間	<p>令和7年3月28日(金)～令和8年2月</p> <p>4月11日(金) 川越市立 [redacted] 小学校いじめ調査委員会設置 6月初旬～中旬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ対策委員会による聴き取り 10件のいじめについて</li> </ul> <p>7月18日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 [redacted] 小学校いじめ調査委員会</li> </ul> <p>9月26日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 [redacted] 小学校いじめ調査委員会</li> </ul> <p>10月～1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査報告書作成</li> </ul> <p>1月26日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A及びA保護者へ調査結果の説明</li> </ul> <p>1月29日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B及びB保護者へ調査結果の説明</li> </ul> <p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果の報告(調査報告書の手交)</li> </ul>																																				
(3) 調査委員の構成	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>教頭</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>教諭</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>教諭</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>教諭</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市教育委員会</td> <td>SSW</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市教育委員会</td> <td>[redacted] 心理士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>[redacted]</td> <td>川越市立 [redacted] 小学校</td> <td>[redacted]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[redacted] 年度PTA [redacted]</td> <td></td> </tr> </table>	委員長	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	校長	副委員長	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教頭	委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭	委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭	委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭	委員	[redacted]	川越市教育委員会	SSW	委員	[redacted]	川越市教育委員会	[redacted] 心理士	委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	[redacted]			[redacted] 年度PTA [redacted]	
委員長	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	校長																																		
副委員長	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教頭																																		
委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭																																		
委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭																																		
委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	教諭																																		
委員	[redacted]	川越市教育委員会	SSW																																		
委員	[redacted]	川越市教育委員会	[redacted] 心理士																																		
委員	[redacted]	川越市立 [redacted] 小学校	[redacted]																																		
		[redacted] 年度PTA [redacted]																																			

3	当該事案の概要	
(1)	基礎情報	<p>学校名 川越市立[ ]小学校</p> <p>対象児童Aについて（以下、Aとする） 氏名 [ ] 性別 [ ] 学年 第[ ]学年 学級 [ ]</p> <p>関係児童Bについて（以下、Bとする） 氏名 [ ] 性別 [ ] 学年 第[ ]学年 学級 [ ]</p> <p>本事案は、令和6年度のAに対するBからのいじめの疑いを対象としている。</p>
(2)	当該事案の概要	<p>令和6年度中に、[ ] AにBが行った疑いのある10件のいじめ（上履きがなくなったこと、物を隠されたこと、暴力を受けたこと、折り紙を破かれたこと等）が調査対象である。 各事案とも本質的な解決には至らず、いじめが継続して行われたものである。</p>
4	調査の内容	
(1)	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ対策委員会が行った聴き取り調査結果の整理</li> <li>・教職員、関係施設への聴き取り</li> <li>・A、A保護者への聴き取り</li> <li>・B、他の関係児童への聴き取り</li> </ul>
(2)	調査内容	<p>対象児童Aが訴えているいじめ行為（令和6年度）について、調査委員による聞き取り調査を実施した。</p> <p>①上履きがなくなった件（令和6年4月） 聴き取り調査対象 ・A ・A保護者 ・担任G ・特別支援学級支援員</p> <p>②物がなくなった件（令和6年6月） 聴き取り調査対象 ・A ・A保護者 ・B ・担任G</p> <p>③痛いことをされた件（令和6年6月） 聴き取り調査対象 ・A ・B ・他の関係児童C（以下、Cとする）</p> <p>④暴力を受けた件（令和6年6月26日） 聴き取り調査対象 ・A ・B ・[ ]</p> <p>⑤イラストを破かれた件（令和6年9月4日）</p>

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B
- ・ 担任G

⑥折り紙を破かれた件（令和6年9月11日）

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B
- ・ 担任H   ・ 特別支援学級支援員

⑦蹴られそうになった件（令和7年1月24日）

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B
- ・ 他の関係児童D（以下、Dとする）

⑧Aの折り紙を他の人の物だと疑われた件（令和7年1月29日）

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B
- ・ 他の関係児童E（以下、Eとする）
- ・ 他の関係児童F（以下、Fとする）
- ・ 担任H

⑨突撃しようとして近づいてきた件（昇降口付近）（令和7年2月25日）

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B

⑩突撃しようとして近づいてきた件（[ ]付近）（令和7年2月27日）

聴き取り調査対象

- ・ A           ・ B

調査を実施した日時

- ・ A  
：令和7年9月5日（金） 15：00
- ・ A保護者  
：令和7年9月5日（金） 15：20
- ・ B  
：令和7年10月2日（木） 11：30
- ・ 他の関係児童C  
：令和7年9月4日（木） 9：00
- ・ 他の関係児童D  
：令和7年9月4日（木） 9：20
- ・ 他の関係児童E  
：令和7年9月4日（木） 9：40
- ・ 他の関係児童F  
：令和7年9月4日（木） 10：00
- ・ 担任G  
：令和7年8月20日（水） 15：00
- ・ 担任H  
：令和7年9月26日（金） 15：40
- ・ [ ]  
：令和7年7月22日（火） 15：30
- ・ 特別支援学級支援員

5	当該事案の事実経過	<p>令和6年度中に、Bから複数回いじめを受けており、教員に言っても改善されなかった。そのため、昨年度は、登校した際、Bに何かされるのが恐くて学校へ行けない時期があった。</p> <p>年度が変わり、登校できるようになったものの、同様の不安が残っている。</p> <p>Bには二度と同じようなことをしてほしくないし、教員にもしっかり対応してほしい。</p>
(1)	対象児童の訴え	
(2)	児童等からの聴取内容	<p>①上履きがなくなった件(令和6年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aが自分の上履き(左右両方)をロッカー付近に投げたところ、上履きの片方が見当たらなくなったため、特別支援学級支援員にそのことを伝えた。</li> <li>・特別支援学級支援員は、G教諭にその旨を報告した。</li> <li>・G教諭は、ロッカーの中を探したが見つからなかったため、クラスの児童にも上履きについて知っているか聞いた。クラスの児童は、「わからない。」と答えた。</li> <li>・G教諭は、Aに学校の上履きを貸した。</li> <li>・6月7日、Aは、自分の上履きを持ち、「ロッカーにあった。」とG教諭へ報告した。</li> </ul> <p>上履きは、他の児童とAが共有で使用していたロッカーに入っていた。</p> <p>②物がなくなった件(令和6年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A保護者がAの筆箱を確認した時に、文房具が少なくなっていることに気付いた。Aに確認すると「物がなくなっていく。」「痛いことをされる。」と答えた。</li> <li>・A保護者は、この件について学校へ相談した。</li> <li>・G教諭は、Aが日頃からBにペンを貸しており、Bが借りたまま返さず、机の中にしまってお保管している可能性があることを認識していたため、Bの机を確認し、Aの4本のペンを発見した。</li> <li>・G教諭は、Bに4本のペンについて確認をした。Bは、「借りたまま返すのを忘れていた」と答えた。</li> </ul> <p>③痛いことをされた件(令和6年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②の際に、AがA保護者へ伝えた「痛いことをされる。」については、調査当時、Bは、このことについては覚えていなかった。</li> <li>・名前が挙がったCは、Aに痛いことをした等の関わりはないとのことだった。</li> <li>・Aは、具体的に何をされたか覚えていなかった。</li> </ul> <p>④暴力を受けた件(令和6年6月26日)</p>

- ・ [ ] で、Aは、入ってはいけないところに入っていた。
- ・ Bは、Aに対して「入ってはいけない。」と注意をしたが、Aがやめなかったため、Aの手を引っ張り、叩いた。

⑤イラストを破かれた件（令和6年9月4日）

- ・ Bは、給食の片付けや掃除の準備をしていなかったAに対し、注意をしたがAは態度を改めなかった。
- ・ そのためBは、Aの描いたイラストを破いた。
- ・ Aは清掃が始まる前に、G教諭に「Bにイラストを破かれた」と伝えた。手には破かれた紙を持っていた。

⑥折り紙を破かれた件（令和6年9月11日）

- ・ Bは、Aが持っていた折り紙を「何これ？」と見ようとして手に取った。
- ・ Aは、「やめて」と言いながら、折り紙をぎゅっと握ったり、引っ張ったりした。そのため、折り紙が破れてしまった。
- ・ Aは、「折り紙を破かれた」と特別支援学級支援員へ報告した。
- ・ 特別支援学級支援員は、Bが故意に破いたわけではないことを見ており、この件を当時の担任H教諭に報告した。

⑦蹴られそうになった件（令和7年1月24日）

- ・ Bは、給食終了時にAに対して蹴るふりをしたため、Aが避けた。

⑧Aの折り紙を他の人の物だと疑われた件（令和7年1月29日）

- ・ 教室における買い物学習で、Eは折り紙を買おうと思って手に持っていたが、買わずに戻した。
- ・ その後、Aは、その折り紙をお店で購入した。
- ・ 買い物学習終了後、BとFは、Aが持っていた折り紙（Aが購入したもの）を、Eが購入したものであると思い込み、「嘘をつくな。」などと責め立てた。
- ・ その場で様子を見ていたA保護者が、仲裁に入った。

⑨突撃しようとして近づいてきた件（昇降口付近）（令和7年2月25日）

- ・ BがAに近づいた際、Aは突撃されると感じた。その際、近くにいたH教諭がBを制止した。

⑩突撃しようとして近づいてきた件（ [ ] 付近）（令和7年2月27日）

- ・ BがAに近づいた際、Aは突撃されると感じた。そ

		の際、近くにいたH教諭がBを制止した。
(3)	当該事案の事実経過	<p>①～⑩のいじめ行為に及ぶ契機と流れについては(2)に記載したとおりである。</p> <p>①上履きがなくなった件(令和6年4月) 上履きがなかなか見つからなかったため、A保護者からG教諭に対し、何度も問い合わせがあったが、関係児童への事実確認を十分にせず、学校いじめ対策委員会にも報告をしなかった。そのため、組織での対応に至らなかった。</p> <p>②物がなくなった件(令和6年6月) ペンが机の中で発見された後、G教諭からA保護者とB保護者へ連絡はなかった。また、BからAへの謝罪の場を設けることはしなかった。学校いじめ対策委員会にも報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。</p> <p>③痛いことをされた件(令和6年6月) A保護者から訴えがあったが、G教諭は対応しなかった。学校いじめ対策委員会にも報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。</p> <p>④暴力を受けた件(令和6年6月26日) A保護者より連絡を受けた教頭が、G教諭に事実確認を指示した。G教諭は、Bに事実確認を行った。G教諭は、学校いじめ対策委員会に本件について報告し、校長はいじめとして「川越市立[ ]小学校いじめ防止基本方針」に即して対応することとした。校長は、Aの所属学級をBとは別の学級に変更した。</p> <p>⑤イラストを破かれた件(令和6年9月4日) A保護者から連絡を受けた教頭が、G教諭に事実確認を指示した。G教諭は、Bに事実確認を行った。また、その際、A保護者から「B保護者と話したい。」と要望があった。G教諭は、B保護者へこれまでの出来事の内容を伝え、A保護者が連絡を希望していることを伝えた。B保護者は、それを辞退した。学校いじめ対策委員会も「保護者同士で話し合いをすることは建設的ではない」と判断し、場を設定することはしなかった。</p> <p>⑥折り紙を破かれた件(令和6年9月11日) 特別支援学級支援員は、Bが故意に破いたわけではないことを見ており、この件を当時の担任H教諭に報告した。H教諭は、本件について対応した記憶がない。学校いじめ対策委員会に報告をしなかったため、組織</p>

での対応に至らなかった。

⑦蹴られそうになった件（令和7年1月24日）

様子を見ていたDから報告を受けたH教諭は、Dに事実確認をし、G教諭は、Bに事実確認をした。学校いじめ対策委員会に報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。

⑧Aの折り紙を他の人の物だと疑われた件（令和7年1月29日）

G教諭、H教諭は、その時の状況を把握していたが別の対応をしていたため、活動後にH教諭がEに事実確認を行い、次時に学級の児童に状況の説明をした。学校いじめ対策委員会に報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。

⑨突撃しようとして近づいてきた件（昇降口付近）（令和7年2月25日）

H教諭は、近づいてきたBを制止した。学校いじめ対策委員会に報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。

⑩突撃しようとして近づいてきた件（ [ ] 付近）（令和7年2月27日）

H教諭は、近づいてきたBを制止した。学校いじめ対策委員会に報告をしなかったため、組織での対応に至らなかった。

・学校は、11月よりAの登校に向けた支援策についてAの保護者との話し合いを重ねてきた。しかしながら、Aの登校状況を改善するには至らなかった。

・令和7年3月19日（水）学校は、A保護者との面談において、Aの不登校の原因が、いじめであると認識した。

・同日AがA保護者と登校

4校時を校内支援室で過ごし、給食は学級で他の児童と一緒に食事をした。その後、下校した。

（令和6年度はこの日がAの最終登校日となった。）

・A欠席日数は、令和7年3月19日（水）時点で、103日に至っていた。

・令和7年3月27日（木）学校は、A保護者に対し、教育委員会同席の下、いじめ重大事態の対応についての説明を行った。

・令和7年3月28日（金）学校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当すると判断をし

		た。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	<p>A及びA保護者が訴える10件のいじめ行為について、当委員会としては、いじめ防止対策推進法の実効性に基づき、次のように認定した。</p> <p>①上履きがなくなった件 一度探したクラスのロッカーの中から対象児童Aの上履きが出てきたということは、「探し方が不十分だった」もしくは「誰かが意図的に上履きを隠していた」両側面が予想されるが、A以外の行為によるものであることの実事関係が確認できないため、いじめ行為として認定できない。</p> <p>②物がなくなった件 BがAから借りたものを返さず、そのままにしておいた行為により、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>③痛いことをされた件 Bは、このことについては覚えていなかった。Cは、Aに痛いことをした等の関わりはないとのことだった。また、Aは、具体的に何をされたかは覚えていなかった。したがって、いじめとして認定するだけの情報が得られていないため、いじめ行為として認定できない。</p> <p>④暴力を受けた件 BがAの手を引っ張り、叩いた行為により、Aは心身の苦痛を感じた。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑤イラストを破かれた件 BがAの描いたイラストを破いた行為により、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑥折り紙を破かれた件 BがAの折り紙を取ろうとしたことによって破れてしまい、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑦蹴られそうになった件 Aは実際に蹴られたわけではないが、BがAに蹴るふりをしたことで、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑧Aの折り紙を他の人の物だと疑われた件 B及びFがAに、事実とは異なることを責めた行為により、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑨突撃しようとして近づいてきた件（昇降口付近） BがAに突撃したか否かは確認できなかったが、BがAに近づいたことは確認できた。AはBから過去にいじめを受けたことを鑑みると、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>⑩突撃しようとして近づいてきた件（[ ]付近） BがAに突撃したか否かは確認できなかったが、BがAに近づいたことは確認で</p>

	<p>きた。AはBから過去にいじめを受けたことを鑑みると、Aが心身の苦痛を感じたことが推察される。したがって、いじめとして認定する。</p> <p>以上の事案が令和6年5月から令和7年2月の10か月にわたり生じていたことを踏まえると、BがAに対して行った度重なる行為が、Aの登校を妨げている事由であると認定できる。</p> <p>また、学校は④⑤以外の8件の事案に対し、「川越市立[ ]小学校いじめ防止基本方針」に即して対応していなかったことが確認された。学校の不十分な対応により、同様の事案が長期にわたり繰り返し生じてしまったと認定できる。</p>
7	<p>学校及び学校の設置者の対応</p> <p>(1) 学校の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は、10件のうち8件に対し、「川越市立[ ]小学校いじめ防止基本方針」に即して対応していなかった。そのため、対象児童及び関係児童保護者への連絡や当該教職員の情報共有等が適切に行われず、同様の事案が長期にわたり繰り返し生じてしまった。令和7年度は、年度当初に「いじめの認知」「校内のいじめ対策組織での共有、対応方法」等の検討を行い、体制を見直し、適切に対応できるよう組織を整えた。</li> <li>・A保護者からの連絡や要望に対し、担任G・担任Hの主訴の捉えが甘く、学校いじめ対策委員会への報告・連絡・相談が適宜行われていなかったことから、対応が後手になってしまった。令和7年度は、学校いじめ対策委員会への報告・連絡・相談に加え、記録・見届けまでを徹底して行うことができる体制を整えた。</li> </ul> <p>(2) 学校の設置者の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校から相談を受けた際は、法に基づき、今後の対応について迅速に指導・助言を行った。また、A及びA保護者、B及びB保護者に対しても重大事態の対応について説明を行った。</li> <li>・本事案が大きくなってから学校から報告を受けたため、初期対応への助言等を行うことはできなかった。</li> </ul> <p>(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のいじめに対する認識の甘さや、いじめ問題に対する組織体制の軟弱さが原因となり、AやA保護者への対応が遅れ、本件が重大化した。</li> <li>・学校の設置者は、本件のような重大案件を発生させないため、訪問等を通じて各学校のいじめ対応や状況について把握するとともに、必要な指導助言をしていくことが必要である。また、教員のいじめ対応における指導力を向上させるため、研修会等の一層の充実が求められる。</li> </ul>
8	<p>当該事案への対処及び再発防止策について</p> <p>(1) Aの心のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A及びA保護者の心情に寄り添った対応</li> <li>・継続的な登校支援</li> </ul> <p>(2) 再発防止策について</p>

- ・ Aが相談しやすい環境づくり  
(担任・SSW・SC・支援員等の人的支援、校内支援室の活用)
- ・ 「川越市立 [ ] 小学校いじめ防止基本方針」に即した対応  
「川越市立 [ ] 小学校いじめ防止基本方針」を年度初めと年度末に点検し、見直しを行うとともに、全教職員で確認し、本方針に沿って確実に対応ができるようにする。
- ・ 教職員対象いじめに係る研修の実施  
いじめに係る研修を行い、教職員の意識改善を行うことで、いじめ問題を早期発見・早期対応できる組織を構築する。また、「川越市立 [ ] 小学校いじめ防止基本方針」に即した対応を確認し、日々の対応を見直す。
- ・ 家庭と学校の連携  
A保護者への丁寧な説明と対応を行うとともに、B保護者にもAの状況やA保護者の思い、学校の対応を丁寧に伝えていく。また、全教職員への情報共有を確実にし、適切な支援と指導を行う。
- ・ 教育委員会との連携の強化  
学校は、いじめ事案について教育委員会に報告した際、学校のいじめ対応について必要に応じて教育委員会の指導助言を受けながら、対応にあたる。
- ・ 関係各所との連携  
校外で発生したいじめについては、対象児童のケアと関係児童への指導を確実にし、関係各所と早期に連携し、情報を共有し、協力して再発防止のための策を講じる。
- ・ 記録の作成と保存  
いじめ事案への対応の経過を組織的に記録・保存する体制を整備する。また、聞き取りを行う際は、必ず複数で対応することを徹底する。